

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月1日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

新田小学校給食室給湯器更新委託

2 履行(納品)場所

新田小学校(横浜市港北区新吉田町3226)

3 契約日

令和6年2月8日

4 履行期間

令和6年2月29日

5 契約金額

935,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番地3号
有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室給湯器が故障し給食室のお湯が使用できず給食運営や衛生面に影響をきたすため緊急契約にて実施した。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿に登録のある事業者から速やかに対応可能な業者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局教育施設課